このシートは、入力することができます。
入力できる項目には、「　　」を表示しています。
※ この赤枠内とシート上の「　　」表示は、印刷の際は印字されません。

相続税の申告が必要？
～申告要否の簡易判定シート（平成27年分用）～

※　当シートは、「相続税のあらまし」と併せてご利用ください。

1　法定相続人の数（基礎控除額）の確認

法定相続人の数を確認して、基礎控除額の計算を行います。

①　被相続人（亡くなられた人をいいます。）の配偶者はいますか。
いる場合は「1」を入力してください。

②　被相続人の配偶者以外の相続人の確認です。
該当する場合は人数を入力してください。

[半角数字]

子供はいますか？ → はい → [半角数字] 人
↓ いいえ
父母はいますか？
※　養父母も含みます。 → はい → [半角数字] 人
↓ いいえ
兄弟姉妹はいますか？ → はい → [半角数字] 人

「いいえ」の方はこちら

①と②の合計人数
（法定相続人の数）
0 人

Ⓐ　基礎控除額
3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）
3,000 万円

・　子供がいる場合の父母及び兄弟姉妹、子供はいないが父母がいる場合の兄弟姉妹は、入力しないでください。
・　上記②の相続人が、被相続人が亡くなる前に既に亡くなっている場合や養子がいる場合については、「相続税のあらまし」でご確認ください。

2　相続財産及び債務等の確認

相続財産等の価額を入力してください。　※　おおよその金額で結構です。

①　土地、建物、有価証券、預貯金、現金などのほか、金銭に見積もることができる財産　[半角数字]　万円

②　死亡に伴い支払われる生命保険金や退職金（一定の金額までは非課税となります。）　[半角数字]　万円

③　被相続人から生前に贈与を受けた財産
（相続時精算課税適用財産・相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産）　[半角数字]　万円

④　借入金などの債務、葬式費用　△ [半角数字]　万円

Ⓑ　課税価格の合計額
0 万円

3　申告要否の簡易判定

「Ⓑ 課税価格の合計額」から「Ⓐ 基礎控除額」を差し引きます。

Ⓑ　0 万円 －　Ⓐ　3,000 万円 ＝　Ⓒ　-3,000 万円

Ⓒの金額がプラスになる場合は、相続税の申告手続が必要となる場合があります。

相続税には各種特例（小規模宅地等の特例、配偶者の税額軽減（配偶者控除）など）があり、申告手続を行うことにより適用を受けることができます。